

令和 3 年 1 月 22 日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: 233-(0) 24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

シエラレオネの新型コロナウイルス対策について(その16):

(フリータウンを含む)西部地域(Western Area)への出入りに関する制限措置及び

夜10時から朝5時までの夜間外出禁止措置等(1月25日(月)から2週間)

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 1月21日(木)、同日付告示にて、新型コロナウイルス国家緊急対策センター(NACOVERC)は、1月25(月)から2週間、以下の内容を含む新たな新型コロナウイルス対策にかかる規制措置を発表しました。

- (1) (フリータウンを含む)西部地域(Western Area)への出入りに関する制限措置。
- (2) シエラレオネ国内における夜10時から朝5時までの夜間外出禁止措置。
- (3) すべての必須の移動(all essential movements)に関し、電子パス制度(E-pass)を利用した規制を実施する。
- (4) 西部地域からの人の必須の移動に際しては、72時間以内の新型コロナウイルス検査の陰性結果を必要とする。
- (5) 週末の間、レストラン及びバーは営業停止とする。
- (6) 公共の場や公共交通機関でのマスクの着用を義務付け、違反者は罰則を受ける。
(NACOVERC の発表した規制措置の内容については、情報・通信省 Facebook の以下のリンクを参照してください。)
https://m.facebook.com/mic.gov.sl/photos/a.229961884258498/794126391175375/?type=3&source=48&_tn_=_EH-

2 上記発表を踏まえ、十分に注意するとともに、状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

- (その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/000571222.pdf>
- (その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100009857.pdf>
- (その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020979.pdf>
- (その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021136.pdf>
- (その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021136.pdf>
- (その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100028273.pdf>
- (その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100038054.pdf>
- (その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040232.pdf>
- (その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100042965.pdf>
- (その10) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049259.pdf>
- (その11) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100051175.pdf>
- (その12) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100073569.pdf>
- (その13) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100075755.pdf>
- (その14) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100090854.pdf>
- (その15) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100133358.pdf>

以上